

水道工事標準仕様書

改 正 案	現 行
1. 一般事項 1-5 委任又は下請負 (1) (略) (2) 乙は、~~第三者への委任又は下請負の有無にかかわらず、工事着手までに施工状況報告書を提出工事の一部を第三者に委任し又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲に通知~~すること。 (3) 乙は、施工状況に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出すること。 2. 安全管理 2-9 工作物の解体作業等における石綿（アスベスト）~~含有建材~~の注意事項	1. 一般事項 1-5 委任又は下請負 (1) (略) (2) 乙は、工事の一部を第三者に委任し又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲に通知すること。 2. 安全管理 2-9 工作物の解体作業等における石綿（アスベスト）の注意事項
(削除)	(1) 既存の建築物、工作物の解体、破砕等を行う場合は、「石綿障害予防規則」に従い、事前に石綿等の使用の有無を目視、資料等により確認し、その結果を記録すること。
(削除)	(2) 施工に先立って、工事現場の周囲に吹き付けられた石綿等及び石綿等を使用した保温材、耐火被覆材等で飛散性のある物の使用の有無を目視等により確認すること。
(削除)	(3) 前2項の確認の結果、石綿又はその疑いのある物を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、対応を協議すること。 また、施工中に発見した場合についても同様とする。ただし、特記仕様書で処理方法を明示しているものについては、この限りではない。
(1) 乙は関係法令等に基づき、あらかじめ石綿含有建材の事前調査を行うこと。	
(2) 「石綿障害予防規則」第8条に基づく、改修工事又は解体工事における、対象工作物その他の施設等の石綿含有建材の使用状況等の甲からの通知は、施工条件明示書等による。	
(3) 事前調査は、工事目的物の施工範囲の全ての箇所において、石綿含有建材の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により実施し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出及び説明するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行うこと。	
(4) 調査の結果、材料の石綿含有が判明しない場合は、設計図書に定めのある場合を除き、監督員と協議による。なお、分析調査を行う場合は、「建	

材中の石綿含有率の分析について」（令和３年１２月２２日基発１２２２第１７号通達）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。	
（５）前項（３）の事前調査及び（４）の分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定めるものを行うこと。	
（６）調査の結果、設計図書と異なる場合、または、施工中に石綿含有建材を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、協議すること。	
（７）石綿含有建材の有無にかかわらず、関係法令に基づき、事前調査の結果を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。	
（８）石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の作業又は石綿等の除去その他の作業処理を行う場合は、「石綿障害予防規則」「大気汚染防止法」等に従い、作業員、事務所職員、第三者等の健康に危害を与えることのないように適切に施工すること。	（４）石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の作業又は石綿等の除去その他の作業処理を行う場合は、「石綿障害予防規則」「大気汚染防止法」等に従い、作業員、事務所職員、第三者等の健康に危害を与えることのないように適切に施工すること。
（削除）	（５）既存の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合で監督員の指示があったものについては、関係通知等に基づいた掲示板を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に提出すること。
４．工事施工	４．工事施工
４－８建設副産物	４－８建設副産物
（１）～（２）（略）	（１）～（２）（略）
（３）乙は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出、すること。また、乙は、工事現場において再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	（３）乙は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出すること。
（４）乙は、残土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は、建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出すること。また、乙は、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	（４）乙は、残土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は、建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出すること。
４－９施工時期及び施工時間の変更	
（１）省略	（１）省略
（２）乙は、設計図書等に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日（日曜日及び祝日）又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出すること。なお、土曜日については施工計画書（休日は日曜日及び祝日など）に明記すれば、書面の提出は不要とする。ただし、相当な理由がある場合を除き、仕切弁操作など監督員の立	（２）乙は、設計図書等に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出すること。

会が必要な作業を行うことはできない。 5. 管布設工事 5-2 (1) ～ (2) (略) (3) 試掘は原則として人力掘削とし、掘削中は地下埋設物に注意して損傷を与えないように必要に応じて人力掘削とすること。 (4) ～ (5) (略) (6) 試掘箇所は即日埋戻しを行い、舗装仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し保守管理すること。 5-9 管・弁類の取扱い及び運搬 (1) ～ (5) (略) (6) 弁類 弁類の取扱いについては、次の事項を厳守すること。 5-14 栓・帽の取り外し及び管末処理 (1) ～ (5) (略)	5. 管布設工事 5-2 (1) ～ (2) (略) (3) 試掘は原則として人力掘削とし、掘削中は地下埋設物に注意して損傷を与えないようにすること。 (4) ～ (5) (略) (6) 試掘箇所は即日埋戻しを行い仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し保守管理すること。 5-9 管・弁類の取扱い及び運搬 (1) ～ (5) (略) (6) 弁類 5-14 栓・帽の取り外し (1) ～ (5) (略)
(6) 各種管路(仮設配管を含む)の施工において、水圧がかかった状態で管末となる箇所については、管端部に作用する水圧により付近の継手が伸長または離脱しないよう、杭打ちや防護コンクリートなど現場状況に応じた強固な抜け防止措置を行うこと。施工に際しては、事前に布設工事監督者と現場の状況を確認し、その承認を得ること。	
5-16 不断水連絡工 (1) ～ (3) (略) (4) 穿孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験を行い、漏水のないことを確認してから行うこと。なお、試験水圧0.74MPa、試験時間~~5～10分間~~とする。	5-16 不断水連絡工 (1) ～ (3) (略) (4) 穿孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験を行い、漏水のないことを確認してから行うこと。なお、試験水圧0.74MPa、試験時間5～10分とする。
5-25 ダクタイル鋳鉄管の接合 4) NS形ダクタイル鋳鉄管~~(呼び径500～1000)~~	5-25 ダクタイル鋳鉄管の接合 5) NS形ダクタイル鋳鉄管(呼び径500～1000)
5-26 水道配水用ポリエチレン管の接合 (1) ～ (10) (略)	5-26 水道配水用ポリエチレン管の接合 (1) ～ (10) (略)
(11) 融着終了後、下表に示す既定の時間、静置・冷却すること。冷却中は固定クランプで固定したままにし、接合部に外力を加えないこと。 融着終了後の冷却時間	(11) 融着終了後、下表に示す既定の時間、静置・冷却すること。冷却中は固定クランプで固定したままにし、接合部に外力を加えないこと。 融着終了後の冷却時間

<table><tr><td>呼び径(mm)</td><td>50</td><td>75</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>冷却時間(分)</td><td>5</td><td colspan="3">10</td></tr></table>	呼び径(mm)	50	75	100	150	冷却時間(分)	5	10			<table><tr><td>呼び径(mm)</td><td>50</td><td>75</td><td>100</td></tr><tr><td>冷却時間(分)</td><td>5</td><td colspan="2">10</td></tr></table>	呼び径(mm)	50	75	100	冷却時間(分)	5	10				
呼び径(mm)	50	75	100	150																		
冷却時間(分)	5	10																				
呼び径(mm)	50	75	100																			
冷却時間(分)	5	10																				
(12)～(13) (略)	(12)～(13) (略)																					
(14) 水圧試験は、最後のEF継手が終了しクランプを外せる状態になってから、下表に示す既定の時間以上経過してから行うこと。また、EFサドル類の場合は口径に関係なく30分以上経過してから行うこと。なお、メカニカル継手による接合の場合は、接合完了後すぐに通水試験ができる。	(14) 水圧試験は、最後のEF継手が終了しクランプを外せる状態になってから、下表に示す既定の時間以上経過してから行うこと。また、EFサドル類の場合は口径に関係なく30分以上経過してから行うこと。なお、メカニカル継手による接合の場合は、接合完了後すぐに通水試験ができる。																					
<table><tr><td colspan="4">必要経過時間</td></tr><tr><td>呼び径(mm)</td><td>50, 75</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>経過時間(分)</td><td>20</td><td>30</td><td>45</td></tr></table>	必要経過時間				呼び径(mm)	50, 75	100	150	経過時間(分)	20	30	45	<table><tr><td colspan="3">必要経過時間</td></tr><tr><td>呼び径(mm)</td><td>50, 75</td><td>100</td></tr><tr><td>経過時間(分)</td><td>20</td><td>30</td></tr></table>	必要経過時間			呼び径(mm)	50, 75	100	経過時間(分)	20	30
必要経過時間																						
呼び径(mm)	50, 75	100	150																			
経過時間(分)	20	30	45																			
必要経過時間																						
呼び径(mm)	50, 75	100																				
経過時間(分)	20	30																				
5-28 仕切弁等附属設備の設置	5-28 仕切弁等附属設備の設置																					
2) 仕切弁設置	2) 仕切弁設置																					
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)																					
(5) 仕切弁は設置後、弁棒軸天端と地表面との間隔を60cm程度に確保するよう「継ぎ足し軸」により調整すること。 また、継ぎ足し軸を使用した場合は、原則として振れ止め金具を取り付けること。	(5) 仕切弁は設置後、弁棒軸天端と地表面との間隔を30cm程度に確保するよう「継ぎ足し軸」により調整すること。 また、継ぎ足し軸を使用した場合は、原則として振れ止め金具を取り付けること。																					
3) 消火栓設置	3) 消火栓設置																					
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)																					
(3) 消火栓の取付けにあたっては、地表面と消火栓の弁棒キャップ天端との間隔を20cm程度となるようにフランジ短管により調整すること。	(3) 消火栓の取付けにあたっては、地表面と消火栓の弁棒キャップ天端との間隔を30cm程度となるようにフランジ短管により調整すること。																					
参考資料	参考資料																					
1 立会項目一覧	1 立会項目一覧																					
(1) (略)	(1) (略)																					
(2) 保安施設設置完了	(2) 保安施設設置完了																					
①工事看板及びコスト看板(~~コスト看板は太田市以外任意~~)の設置状況確認	①工事看板及びコスト看板(コスト看板は太田市以外任意)の設置状況確認																					
(3) 材料検査 材料承認図、材料一覧表による ~~検査チェックリストに基づいた~~ 材料検査	(3) 材料検査 材料承認、材料検査チェックリストに基づいた材料検査																					
(4) (略)	(4) (略)																					
(5) 通水準備	(5) 通水準備																					
①洗管 ②水圧試験検査 ③水質検査 ④通水・切替	①洗管 ②水圧検査 ③水質検査 ④通水・切替																					

×××附×則

×この仕様書は、令和８年１１月１日から施行する。